

定款

平成	7年	2月	6日	制定
平成	9年	10月	1日	改正
平成	14年	9月	25日	改正
平成	16年	9月	29日	改正
平成	17年	7月	31日	改正
平成	19年	2月	27日	改正
平成	20年	8月	4日	改正
平成	24年	8月	17日	改正
平成	24年	9月	10日	改正
平成	26年	3月	25日	改正
平成	26年	7月	28日	改正
平成	27年	5月	21日	改正
平成	29年	3月	24日	改正
平成	29年	8月	24日	改正
平成	30年	11月	9日	改正
令和	2年	3月	25日	改正
令和	3年	3月	23日	改正
令和	4年	3月	23日	改正
令和	7年	3月	21日	改正

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エランと称し、英文では ELAN Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 日常生活用品、医療用品、衛生用品、紙おむつ、寝具・寝巻き類、タオル類、健康器具・医療機器・福祉機器・福祉用品・介護用品等の企画、販売、レンタル・リース及び輸出入
- (2) 医療・介護・福祉・健康・教養・娯楽その他に関するサービス提供
- (3) 医療機関・高齢者福祉施設・有料老人ホーム・ケアハウス・高齢者用住宅等の介護医療関連施設の運営・管理・経営
- (4) 医療・介護・健康・経営・人事・教育・IT・市場調査及びその他に関するコンサルティングならびに営業代行
- (5) 各種情報収集、処理及び情報提供に関するサービス業
- (6) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (7) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (8) 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託
- (9) 保証業及びそれに関する受託業務
- (10) 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び倉庫業
- (11) 医療・介護及びその周辺分野に関する相談、助言並びに情報提供業務
- (12) ITを活用したソフトウェア・ハードウェア等の企画、開発、設計、製造、運営、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入
- (13) コンタクトセンター及びコンタクトセンターシステムに関する業務
- (14) 卸売業、小売業及び通信販売業
- (15) 広告代理業
- (16) 電気通信事業
- (17) 飲食店の経営
- (18) 古物の売買
- (19) 貿易業
- (20) コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
- (21) 信託業及び信託契約代理業
- (22) 前各号に関連または附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県松本市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、192,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に据え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載またはその記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主の権利行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱いならびにその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
5. 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議で定める。代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

2. 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。
3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除等)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令等に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3. 前二項のほか、基準日を含めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第26回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。